

奈良県立国際中学校・高等学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立国際中学校・高等学校

2 設置日

令和5年7月1日

3 設置する理由

グローバルな視点でものごとを捉え、国際社会の平和と発展に貢献する資質・能力をもった生徒を育成するため、保護者や地域住民、学校の運営に資する活動を行う者等が、奈良県立国際中学校・高等学校の運営に参画することを通じて、奈良県におけるグローバル教育のセンター的機能をもった学校づくりを推進するため。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
- ・地域住民 1名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 2名
- ・対象学校の校長 1名
- ・学識経験者 1名

以上 6名

奈良県立国際中学校・高等学校 学校運営協議会会則

(趣旨)

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立国際中学校・高等学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、グローバルな視点でものごとを捉え、国際社会の平和と発展に貢献する資質・能力をもった生徒を育成するため、保護者や地域住民、学校の運営に資する活動を行う者等が、奈良県立国際中学校・高等学校（以下「対象学校」という。）の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力することを通じて、奈良県におけるグローバル教育のセンター的機能をもった学校づくりを推進することを目的とする。

(基本方針の承認)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる対象学校に係る事項について承認を行うものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事
- (2) 学校経営計画に関する事
- (3) 組織編制に関する事
- (4) 予算執行に関する事
- (5) 学校と国内や海外の諸機関との連携に関する事
- (6) その他、対象学校の校長（以下「校長」という。）が必要と認める事項

(意見の申し出)

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

(組織)

第5条 対象学校の校長は、以下に掲げる者のうちから適任であると認める者を、奈良県教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五第二項第三号に規定する学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の学校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(部会)

第8条 協議会における議論を深めることを目的として、必要に応じて部会を設置することができる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 対象学校の校長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(生徒の意見反映)

第11条 協議会は、定期的に生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を対象学校の運営に反映させるよう務める。

(守秘義務等)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第13条 協議会は、毎年1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を、積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は対象学校に設置し、協議会の開催や資料作成等を行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項についてはその都度協議する。

附 則

この会則は、令和5年7月1日から施行する。